

契約監視委員会設置要綱

(目的)

第1条 この要綱は、組織規程第2条の11第1項に基づき設置される契約監視委員会（以下「監視委員会」という。）の運営について、必要な事項を定めることを目的とする。

(外部有識者の任期等)

第2条 組織規程第2条の11第2項に規定する外部有識者の任期は、2年とする。ただし、外部有識者がその任期中に欠けた場合における補欠の外部有識者の任期は、前任者の残任任期とする。

2 外部有識者は、再任されることができる。

(開催)

第3条 監視委員会は、監査委員会が招集し、その議事を整理する。

2 監視委員会は、監視委員会を構成する監査委員及び外部有識者（以下「監視委員」という。）の総数の過半数の出席がなければ、開催することができない。ただし、緊急その他やむを得ない事情があり、監視委員会が開催できない場合には、監視委員への書類の回議をもって、監視委員会に代えることができる。

(審議事項)

第4条 監視委員会は、次に掲げる事項について審議する。

- (1) 総務大臣決定に基づく調達等合理化計画（以下この号及び次号において「調達等合理化計画」という。）の策定又は改定の案（形式的な改定については改定後の調達等合理化計画）の点検
- (2) 調達等合理化計画の実施状況に係る自己評価の案の点検
- (3) 前回の調達において一者応札・応募となった契約が締結されたときの競争性確保のための改善方策の妥当性の点検
- (4) 新たな随意契約が締結されたときの契約方式の妥当性及び競争性確保のための改善方策の妥当性の点検
- (5) その他必要な事項

(委員の除斥)

第5条 監視委員は、自己又は三親等以内の親族の利害に関係のある議事に加わることができない。

(秘密を守る義務)

第6条 監視委員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第7条 監視委員会の庶務は、監査委員会事務局（以下「事務局」という。）が行う。

2 事務局は、監視委員会の議事概要を作成し、理事長に報告するとともに、遅滞なく公表する。

(要綱の制定又は改廃等)

第8条 この要綱の制定、変更又は廃止は理事長が定める。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。